

令和5年度税制改正大綱～No2～

令和5年度税制改正大綱が、令和4年12月16日に公表されました。

税制改正大綱とは、各省庁や各種団体から提出された税制改正の要望をとりまとめ、今後の税制改正の基礎となる案です。2月号に引き続き内容を紹介いたします。

NISAの抜本的拡充と恒久化

令和6年1月1日から下記のように制度が見直されます。

改正項目	現行		改正	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税限度額	800万円	600万円	1800万円 (成長枠はうち1200万円)	
対象商品	一定の 投資信託	上場株式 投資信託等	一定の 投資信託	上場株式 投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上	
投資期間	20年間	5年間	無期限	

⑤ 制度の見直し項目

- ・一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。
- ・ジュニアNISAは、令和5年までで終了となります。
- ・新NISA制度は18歳以上が利用できます。
- ・過去の投資枠とは別枠で利用が可能です。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

令和5年4月1日から適用されます。

令和5年度税制改正大綱より「近年利用件数が減少しており、また、資産を多く保有する者による利用が多い等の状況にある。節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行ったうえで、適用期限を3年延長するが、次の期限到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度のあり方について改めて検討する」とあります。

主に2つ見直しが入りました。

⑤ 贈与者死亡時の取り扱い

信託等があった日から、教育資金管理契約の終了の日までの間に、贈与者が死亡した場合において、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなします。

⑥ 一般税率の適用

受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとなりました。

結婚子育ての一括贈与に係る贈与税の非課税措置

令和5年4月1日から適用されます。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置と同様、令和5年3月31日が期限でしたが、令和5年度税制改正により適用が2年間延長します。

⑥ 一般税率の適用

受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとなりました。

その他の納税環境整備

⑥ 高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引き上げ

✿ 納付すべき税額が300万円をこえる場合

超える部分の無申告加算税の割合を30%に引き上げることになりました。

※現行…50万円までは15%、50万円を超える部分は20%

⑥ 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備

✿ 3回連続で期限後申告が行われる場合

無申告加算税を10%加重する措置が取られることになりました。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。